

閉庁期間中の仙台市産後ケア事業の利用申請について

仙台市では産後に育児等の支援が必要なお母さんを対象に、宿泊・日帰り等の方法により、産後の母体の回復のための心身のケアや育児の相談助言、赤ちゃんのお世話や成長の確認を行う「産後ケア事業」を実施しています。

年未年始等の区役所・総合支所の閉庁期間中は、出産された病院を通して、産後ケア事業を行っている施設に利用の相談をすることができます。

★ 利用できる方

産後ケア事業利用時に仙台市に住民票があり、次の①～③すべてに該当する方。

- ① 出産後、心身の不調や育児不安等がある
- ② 家族等から家事や育児等の十分な支援が得られない
- ③ 母子ともに入院治療が必要と診断されていない

☆出産した病院で相談し「閉庁期間中の仙台市産後ケア事業申請に係るチェックリスト」で確認してください☆

上記すべてに該当し産後ケア事業の利用を希望される方については、まずは出産した病院から利用施設に相談をしていただき、受入が可能な場合は、ご本人と利用施設で直接ご連絡をとり、利用日時や持ち物、相談したいことなどの詳細を確認してください。

利用にあたっては出産病院から利用施設に対し産後のお体の状態やお子様のご様子など、情報提供させていただきます。

★★★産後ケア事業は、通常、区役所・総合支所の窓口で、申請を受け付け利用施設の調整を行っています。★★★
役所の開庁日になりましたら、お住まいの地域を管轄する区役所・総合支所からご連絡し、今後の利用方法等についてあらためてご説明をさせていただきます。

★ 利用にあたって

- ① 施設の空き状況によって、希望する施設や日程に沿えない場合があります。
- ② 持ち物・利用開始時間等の詳細については、利用施設に直接ご確認ください。

※利用施設からの電話には必ず出いただくようお願いいたします。ご本人と連絡がつかない場合は利用できない場合があります。

- ③ 利用施設への送迎は行っていません。

★産後ケア事業利用の注意点

- ① 産後ケア事業利用中は、利用施設内のルールに従っていただきます。
- ② お母さんにお子さんのお世話をしていただくことが基本となりますが、休息を取りたい場合には、利用施設側とご相談ください。
- ③ 産後ケア事業では、お母さん・お子さんのいずれにも、医療行為は行いません。

お母さん・お子さんのいずれかが、感染性疾患（風邪、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の感染性疾患）に罹患している、またはその疑いがある場合や医療行為が必要と判断された場合は利用対象外となります）
また、本事業利用中にお母さんもしくはお子さんが医療機関の受診が必要となった場合には、利用者またはご家族等に対応をお願いいたします。

★ 利用料について

- ① 利用料は、直接利用施設にお支払いください。年末年始等の閉庁期間期間中は、事前に市民税課税状況を確認することができませんので、市民税課税世帯の場合の金額をお支払いください。生活保護世帯または市民税非課税世帯であることが開庁日に区役所・総合支所で確認できましたら、利用施設から差額が返却されます。なお、施設によっては、利用者が希望した場合の個室代や兄弟児の家族の利用に関する費用など利用料以外の費用が発生することがありますので、事前に施設にご確認ください。

	サービス内容	利用料 (市民税課税世帯の場合)	利用時間帯 (詳細は施設にご確認ください)	利用上限
宿泊型	【お母さんのケア】 ・健康管理及び乳房ケア等	1泊2日で 11,000 円 (非課税生保世帯は 4,600 円)	10 時入所、16 時退所。 1日3食付(入所・退所日 は2食)	最大 7 日まで。 (多胎の場合は10日まで)
	【赤ちゃんのケア】 ・発育や発達の確認 ・健康のチェック	★以降 1 日あたり 5,500 円 が追加となります。(非課税生保世帯は 2,300 円)		
デイサービス型	【その他】 ・育児の相談や助言等	1 日あたり 3,200 円 (非課税生保世帯は 1,400 円)	1 日単位で利用できます。 10 時入所、16 時退所。 昼食付。	最大 7 回まで。 (多胎の場合は10回まで)

- ② やむを得ず利用をキャンセルする場合には、利用予定日の前日午前 10 時までに利用施設に直接連絡してください。これ以降の時間でキャンセルをしたり利用日になっても利用がないなど、利用者のご都合で利用に至らなかった場合には、キャンセル料を直接施設にお支払いいただきます。

キャンセル料	宿泊型	デイサービス型
生活保護世帯	2,300 円	1,400 円
市民税非課税世帯	2,300 円	1,400 円
市民税課税世帯	5,500 円	3,200 円

- 利用時に、仙台市にお母さん(産婦)の住民票がない場合は、その施設で定める費用を全額ご負担いただきます。

閉庁期間中に仙台市産後ケア事業の相談及び受入を行っている施設

No	施設名	施設住所	連絡先
1	とも子助産院	泉区野村字野村 95-6	022-772-5961
2	森のおひさま助産院	青葉区高野原四丁目 12-18	070-2151-7508
3	産後ケアハウス ママン家	青葉区宮町五丁目 3-16	090-6629-0850
4	仙台赤十字病院	太白区八木山本町二丁目 43-3	022-243-1111(代表) 「産後ケアの相談です」とお話しください。

施設ごとの兄弟時の受け入れの可否等、詳しくは仙台市ホームページをご覧ください。